

「消費者基本計画」の「検証・評価」（平成23年度）及び計画の見直しに対する意見

日本生活協同組合連合会

日本生協連は、消費者基本計画について、5年間の消費者行政の骨格を決め各分野の施策を具体的に進めるための重要な計画として注視してきました。

日本生協連としては、施策全体について適切な検証と評価を行い、適宜、消費者行政推進の視点で計画を見直すこと、その上で今後の計画推進にあたっては消費者庁がリーダーシップを発揮し、政府、各省庁が一丸となって実行していくことが重要と考えます。

2011年度は、東日本大震災への対応、消費者庁創設後初めてとなる単独での国会への法案提出、消費者行政の体制のあり方についての検討への着手、消費者団体との定期的な意見交換の開始など、消費者庁に期待される役割の一端が発揮され始めました。これら2011年度の施策実施状況の検証・評価に基づき、閣議決定を経て計画の見直しが確定した後は、2012年度も計画に沿って着実に各施策を実施してください。

東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう放射性物質による健康リスクについて、消費者庁は、関係省庁と協力の上、冊子「食品と放射能 Q&A」をまとめ、例年以上にリスクコミュニケーションの場を設定されたことに敬意を表します。しかし、環境からの外部被ばくも含めた被ばくの全体状況がどのように変化したのか、また今後、国民の総被ばく量を減らすためにどのような施策をとろうとしているのかについては、関係省庁が独自に対応を行っているため、消費者にはなかなか全体像が見えず、依然として不安が解消されていません。この課題については、引き続き消費者の関心の大きい事項であり、消費者庁は、司令塔機能を発揮して、消費者の立場から省庁横断的な対応をリードすることが求められます。

以上を前提として、各施策に対する意見を申し述べます。

1. 食品の安全と表示について

(1) 施策番号20〈食品の安全を確保するための施策〉

「基本的事項」の改定については、2011年度末から具体的な検討が始められ、「今後の取組方針」では「閣議決定・公表を平成24年度内に行う」として、期限を決めて作業を実施していることを評価します。すでに基本的事項の変更（改定骨子案）について消費者委員会の意見も提出されていることから、パブリックコメントの募集により消費者・国民の広範な意見を反映させて、すみやかに改定してください。

(2) 施策番号21〈食品の安全を確保するための施策〉

2011年度は、食品中の放射性物質問題について関心が高まり、例年以上の回数のリスクコミュニケーションの場が持たれました。しかし、定員に達したために参加できない例も多く発生し、消費者の不安や疑問を解決するには十分とはいえませんでした。今後はさらに、数人のグループで不安や疑問を出し合ったり、福島県など放射線と向き合っている地域では身近な場で参加できる企画を行うなど、リスクコミュニケーションの回数・内容を充実させてください。

また、2011年度は肉の生食による食中毒が発生しました。食中毒は日常生活の中でリスクが高いものの消費者が考える機会は不十分です。食中毒に関わる取り組みも積極的に実施してください。

(3) 施策番号 69 〈表示・規格・計量の適正化を図るための施策〉

食品表示一元化については、検討会で整理した中間論点が公表され、意見募集後にたたき台の提案が行われました。しかしながら、4月の第7回検討会に出された案ですら、法制化に向けた考え方が整理されていない状況です。法制化にあたっては、現行の食品表示の検証や表示の実効性の検討も行った上で、早急に論点を整理してください。また、法律で定めることと事業者の自主的な取り組みに任せることについても整理を行ってください。

2. 環境について

(1) 施策番号 140 〈環境に配慮した消費行動と事業活動の推進〉

チャレンジ25キャンペーンの実施は理解できますが、政府の2020年の温室効果ガスの削減目標が不明確になっている中で、取り組みがわかりにくくなっています。地球温暖化防止に向けた日本の温室効果ガス削減の積極的な目標を早急に定め、その達成のための国民運動を改めて構築してください。

(2) 施策番号 141 〈環境に配慮した消費行動と事業活動の推進〉

「化学物質アドバイザー」の役割は重要だと考えていますが、現状、育成計画、積極的な活用計画を示してください。

(3) 施策番号 142 〈環境に配慮した消費行動と事業活動の推進〉

カーボンフットプリントの試行事業は終了し民間事業に移行しましたが、カーボンフットプリントの普及のためには引き続き国の支援が必要です。そのために、消費者がライフサイクルを通じた商品の環境負荷について理解できるような取り組みを推進してください。事業者がカーボンフットプリントをより算定しやすくするために、算定フォーマット等を作成し、普及してください。

(4) 施策番号 144 〈環境に配慮した消費行動と事業活動の推進〉

「リ・スタイル」へのアクセスが減少しており、消費者の3R普及に役立っているのか疑問です。内容や手法を含めて見直してください。

3. 消費者行政・法制度について

(1) 施策番号 44-2 〈消費者取引の適正化を図るための施策〉

「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」の成立後は、「法執行体制の整備や消費者および事業者への周知等を行い、制度の速やかな定着を図る」旨の記述も、今後の取組方針と基本計画の実施時期に加えてください。

(2) 施策番号 110 〈消費者被害救済のための制度の創設に向けた検討〉

集団的消費者被害回復に関わる訴訟制度は「平成24年常会への法案提出を目指し検討を行う」と取組方針にあります。早期に法案を提出し、制度を導入してください。

財産の隠匿・散逸防止策と行政による経済的不利益賦課制度も、早期の制度実現が

必要です。基本計画の実施時期が「平成 24 年度中を目途に取りまとめ」とされていますが、検討の取りまとめは 2012 年度の早い時期に行い、できるだけ早期の法案提出を目指してください。

(3) 施策番号 121 〈地方公共団体への支援・連携〉

地方自治体への放射性物質検査機器の貸与は、消費者庁の公表資料によれば「(独)国民生活センターの運営費交付金による支援を受けて実施」とありますが、(独)国民生活センターの運営費交付金(2008 年度補正予算により措置された 98 億円余り)については、この検査機器貸与事業に充当してもなお 58 億円余りの執行残額が見込まれることが会計検査院によって指摘されています(2011 年 12 月)。

施策の実施状況の評価には、(独)国民生活センターが当該運営費交付金を活用して実施する予定であった地方公共団体の消費者行政を支援するための事業についての評価もあわせて記述し、これらの当初予定事業についても着実に実施してください。

(4) 施策番号 122 〈地方公共団体への支援・連携〉

具体的施策の⑤に「活性化基金終了後においても、地方消費者行政に積極的に取り組む地方自治体を引き続き支援し」とありますが、「集中育成・強化期間」中でも消費者行政予算の無い市区町村が 10% 余りあり、相談員の雇用期間の更新制限を設ける割合が市町村では増加していることを示す調査結果もあります。消費者が居住地に依らず一定水準の行政サービスを享受できることは必要であり、さまざまな理由で消費者行政の強化が困難な地方自治体への支援も必要です。活性化基金終了後、これらの自治体での取り組みも下支えできるような財源確保の検討も、具体的施策に加えてください。

(5) 施策番号 127 〈消費者団体等との連携〉

具体的施策で、「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の訴訟追行主体となる適格消費者団体が業務遂行に係る費用等を得られるよう措置する方向で検討」する旨の記述がありますが、同訴訟制度の実効性を担保するためには、さらに財政支援措置が必要です。基本計画の実施時期は「引き続き検討」に留めず、期限を明記して支援措置を具体化してください。

(6) 施策番号 128 〈消費者団体等との連携〉

消費者団体訴訟制度についてのパンフレットの配布や消費者団体訴訟制度フォーラムの開催により、消費者団体訴訟制度および適格消費者団体の活動について「より周知を図ることができた」と評価されています。しかし、消費者の認知度はまだ十分ではないと考えます。民間団体の活動も支援できる地方消費者行政活性化基金(5 億円増額枠)予算を地方自治体が執行する際、消費者団体訴訟制度や適格消費者団体の周知・広報活動も対象となるよう、消費者庁から地方自治体への情報発信や地方自治体間の情報交流の促進等を今後の取組方針に加えてください。

なお、消費者庁のホームページで「情報提供」の「パンフレット」を選択すると、適格消費者団体の紹介が更新されていません(2012 年 5 月 15 日現在)。最新情報に更新をお願いします。

(7) 施策番号 129 〈消費者団体等との連携〉

消費者庁と消費者団体等との意見交換会について、「消費者庁の実施する施策について情報提供を行うとともに、消費者団体側の要望・意見等を聴取し」とありますが、双方向の情報交流によって相互理解を深めるという本来の目的が、現状の運営では必ずしも十分には達成されていないと考えます。基本計画の「消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、(中略)現場の意見・政策提言を吸い上げる」という表現も「受けとめる」等に見直し、実際の施策の展開においては双方向の自由な意見交換・情報共有によって相互理解がより深められることを期待します。

「地方消費者グループ・フォーラム」は、2011年度、運営面での改善が見られ、参加者の広がりも実現できたことを評価します。今後も現地のニーズにこたえ、各地のグループの活動活性化につながるよう企画を工夫してください。

また、消費者団体の育成や支援のあり方について消費者庁の考え方を明確にし、財政支援の方法について検討してください。

4. 消費者教育について

(1) 施策番号 87 〈消費者教育の体系的・総合的推進〉

消費者教育推進会議の報告『消費者教育推進のための課題と方向』において、「社会での消費者教育」に関して、幅広い分野の担い手を支援することで教育の質・量を充実させていくことの必要性が掲げられたことは成果と考えますが、『消費者基本計画』の見直しの中ではこの点が反映されていません。2012年度の施策として、「消費者教育における関連団体のネットワーク作り及び支援の強化」を追記してください。また、地域と連携した包括的な教育の仕組みを作りにつながる具体的施策を示してください。

(2) 施策番号 97 〈地域における消費者教育の推進・支援〉

具体的施策への評価について、「消費者教育推進会議」では多方面からメンバーが集められたものの、多様な意見が交わせる場を目指して協議の持ち方が工夫されたとは言えず、実質的な連携が進んだとは言いがたい状況です。「消費者教育フェスタ」では、多様な団体が参加し交流が進んだことは評価できますが、消費者庁としても、連携を推進するためどのように主体的に関わったかを具体的に明記したうえで、今後の関与について具体的に示してください。

5. その他

(1) 総論第 2-2(4)

「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」においては、消費者の立場から消費者行政が強化され、今まで国民生活センターが培ってきた機能（柔軟で機動性があり迅速な注意喚起情報の発信、当事者の立場にたった相談・あっせん・ADR など）を維持する方向で今後の検討が進められることを期待します。

(2) 施策番号 85 〈表示・規格・計量の適正化を図るための施策〉

標準化施策に消費者の視点を反映することは重要です。平成 23 年度の施策の実施状況に日本工業標準調査会への消費者代表者の参加状況が記されていますが、事業者など他の代表者との比較で消費者代表者が占める割合も加え、その上で「JIS 規格原

案に消費者の視点を適切に反映させることができた」と言えるのかどうか再評価を行ってください。

(3) 施策番号 168 〈国際化の進展への対応〉

OECD 消費者関連政策委員会 (CCP) など、国際的取り組みに関する情報は消費者庁のホームページにも掲載されていますが、消費者へのわかりやすい情報提供という点では十分ではありません。また、消費者庁には、国連の「消費者保護のためのガイドライン」など消費者問題に関する重要な国際文書を翻訳し、国内に広く普及する役割も期待されます。

消費者問題の国際化にあわせて、国際会合等における消費者問題の検討への参画だけでなく、その結果得られた情報を国内向けにわかりやすく発信する消費者庁の機能強化も、今後の取組方針および基本計画の具体的施策に追記してください。

以上